

需要家様各位

2020年3月25日
おきなわコープエナジー株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

— 電気料金等の支払期日等の延長を実施 —

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されたことを受け、下記の特別措置を実施することとしましたのでお知らせします。

<当社と電気契約をいただいているお客さま>

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、沖縄県社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けている方で、一時的に料金のお支払いが困難となったお客さまに限ります。

2. 特別措置の内容

2020年3月、4月および5月の料金計算分の料金の支払期日を、各1か月間延長します。

※ 3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社代表電話またはコールセンターへお電話にてお申込みください。

※必要書類を郵送させていただきます。

※当社HP (<http://oc-energy.jp/>) からダウンロードして頂けます。

4. 受付開始日

2020年3月30日(月)

<連絡先>

おきなわコープエナジー株式会社

代表電話番号 : 098-988-0746

コールセンター : 0120-962-188

※受付は平日9時~17時とさせていただきます